

新しい司法書士像を求めて

# ザ・フォーラム

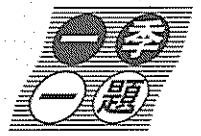
《季刊》2004.4 No.58

発行

司法書士・行政書士  
丹羽正夫事務所

〒461-0017  
名古屋市東区東外堀町32  
番地 鈴木ビル4F  
TEL 052-962-9693  
FAX 052-962-9633  
E-mail info@niwaoffice.com  
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、  
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



## 法制度改正の動向

司法書士 丹羽正夫

### 一 はじめに

この数年、目まぐるしく法令、制度の改正がなされています。そこで、この一年前後の間に施行された民法および商事件等の法改正のうち、特に日常生活や会社経営に関連する事柄を概観してみたいと思います。

### 二 民法関連の法改正

民法等担保法制の見直し（本年四月一日施行）に基づく事柄は以下のようなものです。

- ① 雇用関係の先取特権の範囲拡充
- ② 担保不動産からの収益の効力明示
- ③ 滯除の廃止（抵当権消滅請求とし、抵当権実行通知、増加競売買受の義務廃止）
- ④ 短期貸借保護の廃止（明渡猶予創設）
- ⑤ 質借権登記に敷金を登記事項化
- ⑥ 抵当権設定登記後の賃貸借に、抵当権者の同意により、対抗力を与える制度の創設
- ⑦ 抵当地上の第三者所有建物（右対抗力ないとき）の一括競売権の創設
- ⑧ 根抵当権者からの元本確定請求の創設  
また、民事訴訟法等改正（本年四月一日施行）に基づく事柄は以下のようなものです。
- ① 審理の予定時期を決める制度創設
- ② 提訴前の訴訟予告通知、当事者照会制

### 度創設

- ③ 専門委員を手續に關与させる制度創設
- ④ 特許訴訟の専屬管轄化（例外……簡裁事件）

- ⑤ 簡易裁判所での訴訟の目的の価額……一四〇万円に引上げ

- ⑥ 少額訴訟の上限額を六〇万円に引上げ
- ⑦ 和解に代わる決定の創設……簡易裁判所における金銭支払を目的とする訴え

- ⑧ 財産開示手續の創設……期日に陳述
- ⑨ 担保不動産の収益執行の創設……地代、家賃に対する執行

- ⑩ 人事訴訟の家庭裁判所への移管……離婚、認知等訴訟

- 三 商法関連の改正

- 実務上、もっと利用されてもよいと思われる制度として次のものがあります。

- ① 現物出資における財産価格証明の緩和制度

- ② 株主総会関係……株主全員の同意による招集通知の省略・不開催による書面決議等

- ③ 社外取締役の登記

- ④ 貸借対照表の公告に代わるHP公開